

2026年6月29日

お客さま 各位

株式会社 北洋銀行

振込手続きにかかわる「振込組戻手数料」の申受けについて

現在、「振込組戻手数料」は、振込手続きした振込資金をご依頼人さまの都合により当該振込を組戻す（取止める）際に申受けするほか、振込手続きした振込内容で「氏名相違」や「口座番号相違」等により、振込先金融機関からの照会に対して所定の日数内にご回答をいただけなかった場合、振込資金をご依頼人さまにお戻しする際に申受けております。

今般、過去からの慣例により申受けていなかった『振込先金融機関から照会がなく、何らかの理由により振込資金が返却され、その振込資金をご依頼人さまにお戻しする場合』、また『お取引店（同一店）への振込手続きで何らかの理由により振込ができず、その振込資金をご依頼人さまにお戻しする場合』につきましても、資金返却の事務手続きとして「振込組戻手数料」を申受けさせていただきます。

当行は、今後もお客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「振込組戻手数料」の申受け基準は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <p>① ご依頼人さまの都合により、振込手続きした振込資金を組戻す場合</p> <p>② 振込手続きした後、当行の本支店および他行にかかわらず振込先金融機関より、何らかの理由により振込資金が返却され、その振込資金をお戻しする場合</p> <p>③ 振込手続きした後、当行の本支店および他行にかかわらず振込先金融機関に対して、照会に対するご回答を所定の日数内にいただけなかったことから振込資金が返却され、その振込資金をお戻しする場合</p> |
|---|

2. 適用開始日

2026年11月13日（金）より

3. お問い合わせ

本件に関してご不明な点などございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上